

高日向山地域地熱発電計画（仮称）に係る  
環境影響評価方法書についての  
意見の概要と事業者の見解

2025 年 12 月

電源開発株式会社



## 目 次

第1章 環境影響評価方法書についての公告及び縦覧等	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	
(2) 公告の方法	
(3) 縦覧場所	
(4) 縦覧期間	
(5) 縦覧者数	
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
(1) 開催日時	
(2) 開催場所	
(3) 来場者数	
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	
(2) 意見書の提出方法	
(3) 意見書の提出状況	
第2章 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解	12

## 第1章 環境影響評価方法書についての公告及び縦覧等

### 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

環境影響評価法（平成9年法律第81号）（以下、「法」という。）第7条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）を作成した旨その他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して約1週間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

#### (1) 公告の日

2025年10月8日（水）

#### (2) 公告の方法

① 2025年10月8日（水）付の次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。 資料-1

- ・河北新報（社会面、朝刊 23面）
- ・大崎タイムス（朝刊 3面）

② 上記の公告に加え、インターネットの利用により公表した。 資料-2

a. 宮城県のウェブサイトへの掲載 <https://www.pref.miyagi.jp/site/assesu/assess-takahinatayamachinetsu-hohosho.html>

2025年10月8日（水）より

b. 大崎市のウェブサイトへの掲載

<https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/shiminkyodousuishimbu/kankyohozenka/1/1/20262.html>

2025年10月8日（水）より

c. 事業者のウェブサイトへの掲載

[https://www.jpower.co.jp/news\\_release/2025/10/news251007.html](https://www.jpower.co.jp/news_release/2025/10/news251007.html)

2025年10月8日（水）より

#### (3) 縦覧場所

関係地域の自治体庁舎4箇所にて縦覧を実施した。また、事業者のウェブサイトにおいてインターネットの利用により公表した。

##### ① 自治体庁舎

- ・宮城県庁 13階 環境生活部 環境対策課（宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号）
- ・大崎市役所 市政情報センター（宮城県大崎市古川七日町1番1号）
- ・大崎市 鳴子総合支所（宮城県大崎市鳴子温泉鷺ノ巣86番1号）
- ・鬼首地区公民館（宮城県大崎市鳴子温泉鬼首原43番1号）

② インターネットの利用による公表

- ・事業者のウェブサイトには方法書、要約書、あらましおよび意見書様式を掲載した。

<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/takahinatayama.html>

- ・宮城県及び大崎市のウェブサイトから上記 URL にリンクすることにより自治体のウェブサイトから方法書及び要約書を参照可能とした。

(4) 縦覧期間

2025年10月8日（水）から2025年11月10日（月）までとした。

自治体庁舎について、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日は施設の開館状況に準じた。

縦覧時間は、各縦覧場所とも9時から17時までとした。

なお、インターネットの利用による公表については、2025年10月8日（水）から2025年11月25日（火）まで閲覧可能とした。

(5) 縦覧者数

① 縦覧者名簿への記載者数

総数	0名	[13部]
(内訳) 宮城県庁	0名	[0部]
大崎市役所	0名	[0部]
大崎市鳴子総合支所	0名	[11部]
鬼首地区公民館	0名	[2部]

注：[ ]内の数値は、当社が作成し縦覧場所に備え付けた「環境影響評価方法書のあらまし」の持ち帰り部数を示す。

② 方法書及び要約書を公表したウェブサイトへのアクセス状況

ユニークユーザー数 483

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

法第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。説明会は、事業計画地点である大崎市で開催し、説明会開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(1) 開催日時

2025年10月16日（木）18時15分～20時00分

(2) 開催場所

大崎市鳴子公民館（宮城県大崎市鳴子温泉鷺ノ巣86番1号）

(3) 来場者数

8名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

法第8条第1項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。なお、2025年10月16日（木）に実施した説明会における質問も意見として取り扱うこととしている。

(1) 意見書の提出期間

2025年10月8日（水）から2025年11月25日（火）まで（縦覧期間及びその後2週間）

※ 郵送の受付は2025年11月25日消印まで有効とした。

(2) 意見書の提出方法 資料-3

- a. 縦覧場所に備え付けた意見箱への投函
- b. 当社への郵送による書面の提出
- c. 説明会での口頭質問

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は1通であった。なお、説明会での口頭質問は無かった。

日刊新聞紙に記載した公告

○2025年10月8日(水)掲載

・河北新報(社会面、朝刊 23面)

**高日向山地域地熱発電計画(仮称) 環境影響評価方法書の公告**

環境影響評価法に基づき、「高日向山地域地熱発電計画(仮称)環境影響評価方法書(以下、「方法書」という)を作成しましたので、次のとおり公告します。

令和七年十月八日

事業者 電源開発株式会社  
代表取締役社長 社長執行役員 菅野等

所在地 東京都中央区銀座六丁目一五〇番一  
名称 高日向山地域地熱発電計画(仮称)

種類 火力(地熱)

規模 出力一万九千九百キロワット(第一種事業)

区域 宮城県大崎市鳴子温泉鬼首字荒雄岳三番ノ一他  
対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 大崎市

一、縦覧場所と期間

- 宮城県庁環境生活部環境対策課(仙台市青葉区本町三丁目八)／大崎市役所市政情報センター(大崎市古川七日町一)／大崎市鳴子総合支所(大崎市鳴子温泉字鷺ノ巣八六)／大崎市鬼首地区公民館(大崎市鳴子温泉鬼首字原四三)
- 令和七年十月八日(水)～令和七年十一月十日(月)
- 平日九時～十七時、土日祝日は施設の開館状況に準じます。方法書は当社ウェブサイトでもご覧いただけます。

二、意見の提出と記載事項

環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、事業者宛に書面にて次の事項を記載した意見書をお寄せください。

- 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 意見書の提出の対象である方法書の名称
- 方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください。)

三、意見書の提出期限

令和七年十一月二十五日(火)まで(当日消印有効)

四、説明会を開催する日時・場所

- 令和七年十月十六日(木) 十八時十五分～二十時(予定)
- 大崎市鳴子公民館(大崎市鳴子温泉字鷺ノ巣八六)

五、お問い合わせ・意見書の送付先

- 〒104-1815 東京都中央区銀座六丁目一五〇番一 電源開発株式会社 立地・環境部 環境室
- 電話 〇三―三五四六―九三九一

・大崎タイムス(朝刊 3面)

**高日向山地域地熱発電計画(仮称) 環境影響評価方法書の公告**

環境影響評価法に基づき、「高日向山地域地熱発電計画(仮称)環境影響評価方法書(以下、「方法書」という)を作成しましたので、次のとおり公告します。

令和七年十月八日

事業者 電源開発株式会社  
代表取締役社長 社長執行役員 菅野等

所在地 東京都中央区銀座六丁目一五〇番一  
名称 高日向山地域地熱発電計画(仮称)

種類 火力(地熱)

規模 出力一万九千九百キロワット(第一種事業)

区域 宮城県大崎市鳴子温泉鬼首字荒雄岳三番ノ一他  
対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 大崎市

一、縦覧場所と期間

- 宮城県庁環境生活部環境対策課(仙台市青葉区本町三丁目八)／大崎市役所市政情報センター(大崎市古川七日町一)／大崎市鳴子総合支所(大崎市鳴子温泉字鷺ノ巣八六)／大崎市鬼首地区公民館(大崎市鳴子温泉鬼首字原四三)
- 令和七年十月八日(水)～令和七年十一月十日(月)
- 平日九時～十七時、土日祝日は施設の開館状況に準じます。方法書は当社ウェブサイトでもご覧いただけます。

二、意見の提出と記載事項

環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、事業者宛に書面にて次の事項を記載した意見書をお寄せください。

- 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 意見書の提出の対象である方法書の名称
- 方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください。)

三、意見書の提出期限

令和七年十一月二十五日(火)まで(当日消印有効)

四、説明会を開催する日時・場所

- 令和七年十月十六日(木) 十八時十五分～二十時(予定)
- 大崎市鳴子公民館(大崎市鳴子温泉字鷺ノ巣八六)

五、お問い合わせ・意見書の送付先

- 〒104-1815 東京都中央区銀座六丁目一五〇番一 電源開発株式会社 立地・環境部 環境室
- 電話 〇三―三五四六―九三九一

## a. 宮城県のウェブサイト

The screenshot shows the top navigation bar of the Miyagi Prefectural Government website. It includes the Miyagi Prefectural Government logo, a 'Foreign Language' link, a '閲覧支援メニュー' (View Support Menu) icon, and buttons for '災害・気象情報' (Disaster/Weather Information) and '休日救急当番医' (Holiday Emergency On-call Doctor). Below this is a dark navigation menu with icons for 'トップに戻る' (Return to Top), '目的' (Purpose), '分類' (Classification), '組織' (Organization), and '事業者' (Business Operator). A search bar with 'Google 提供' (Provided by Google) and a '検索' (Search) button is also present. A breadcrumb trail is visible below the menu: 'トップページ > くらし・環境 > 環境・エコ・エネルギー > 環境政策 > 環境影響評価について > お知らせ > 高日向山地域地熱発電計画（仮称）（環境影響評価方法書）'.

## 高日向山地域地熱発電計画（仮称）（環境影響評価方法書）

### 環境影響評価図書の公表に関するお知らせ

#### 環境影響評価方法書

##### 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称：電源開発株式会社

代表者：代表取締役社長社長執行役員菅野等

所在地：東京都中央区銀座6丁目15番1号

##### 対象事業の名称、種類及び規模

名称：高日向山地域地熱発電計画(仮称)

種類：汽力(地熱)

規模：14,900kW

##### 対象事業の実施が想定される区域

宮城県大崎市鳴子温泉鬼首字荒雄岳3番ノ1他

##### 対象事業に関する地域の範囲

大崎市

## Ⅰ 縦覧

### 1 縦覧場所

宮城県庁行政庁舎13階環境生活部環境対策課(宮城県仙台市青葉区本町3-8-1)

大崎市役所市政情報センター(大崎市古川七日町1-1)

大崎市鳴子総合支所(大崎市鳴子温泉字鷺ノ巣86-1)

大崎市鬼首地区公民館(大崎市鳴子温泉鬼首字原43-1)

### 2 縦覧期間

令和7年10月8日(水曜日)～令和7年11月10日(月曜日)

### 3 縦覧時間

平日午前9時から午後5時まで、土日祝日は施設の開館状況に準じます。

### 4 インターネットによる公表

事業者のウェブサイトにおいて令和7年10月8日(水曜日)から令和7年11月25日(火曜日)までご覧いただけます。

URL：<https://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/> (外部サイトへリンク)  
(別ウィンドウで開きます)

### 5 意見の提出

「環境影響評価方法書」について、環境保全の見地から意見をお持ちの方は、事業者宛てに書面にて意見書をお寄せください。

#### (1) 意見書の記載事項

- 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 意見書の提出の対象である方法書の名称
- 方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください)

#### (2) 意見書の提出期限

令和7年11月25日(火曜日)まで(当日消印有効)

#### (3) 意見書の提出先

〒104-8165 東京都中央区銀座6丁目15番1号

電源開発株式会社立地・環境部環境室宛

## | 説明会の開催

日時：令和7年10月16日（木曜日）午後6時15分～午後8時（予定）

場所：大崎市鳴子公民館（大崎市鳴子温泉字鷺ノ巢86-1）

## | お問い合わせ先

住所：〒104-8165東京都中央区銀座6丁目15番1号

事業所名：電源開発株式会社

担当者名：立地・環境部環境室高日向山アセス担当

電話番号：03-3546-9391（直通）

### お問い合わせ先

環境対策課環境影響評価班

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号13階南側

[お問い合わせフォーム >](#)

## b. 大崎市のウェブサイト

総合トップへ > くらし・行政トップへ > 文字サイズ 標準 拡大 背景色変更 黒 青 標準 検索 Language

宝の都・大崎  
**大崎市 Osaki City** > くらしの情報 | 市政情報 | 観光 | 世界農業遺産 (GIAHS) 情報

現在の位置 ホーム > 市政サイト > 組織から探す > 市民協働推進部 > 環境保全課 > こみ・環境・ペット > エコ・環境政策 > 環境影響評価の実施について

### 環境影響評価の実施について

いいね! シェアする 投稿

更新日：2025年10月08日

#### 環境影響評価（環境アセスメント）とは

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、大規模な開発事業による重大な環境影響を防止するために、事業の内容を決めるに当たって、事業者自らが環境の保全についてあらかじめ検討するもので、調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、広く住民や地方公共団体の意見を聴いて、環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げていく制度です。

#### 縦覧および意見募集などの案内

次の事業の意見について、令和7年11月25日（火曜日）まで募集されています。

詳しくは、下記のリンクから本事業の実施団体である電源開発株式会社のウェブサイトを確認してください。

[電源開発株式会社ウェブサイト（高日向山地域地熱発電計画（仮称））](#)（外部リンク）

#### この記事に関するお問い合わせ先

環境保全課  
〒989-6188  
大崎市古川七日町1-1 市役所本庁舎3階  
電話番号：0229-23-6074  
ファクス：0229-23-2427  
メールフォームによるお問い合わせ

#### エコ・環境政策

- エコ改善推進事業補助金
- 大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例
- グリーンカーテンプロジェクト
- みやぎ環境交付金事業
- エコっぺ通信
- エコ生活支援事業補助金
- 微小粒子状物質（PM2.5）情報
- 環境影響評価の実施について

c. 事業者のウェブサイト



2025年10月7日  
電源開発株式会社

たかひなたやま  
「高日向山地域地熱発電計画（仮称）環境影響評価方法書」の  
届出・縦覧および説明会について

電源開発株式会社（以下「Jパワー」、本社：東京都中央区、代表取締役社長 社長執行役員：菅野 等）は、本日、環境影響評価法に基づき、宮城県大崎市高日向山地域における、「高日向山地域地熱発電計画（仮称）環境影響評価方法書」（以下、「方法書」という）を経済産業大臣へ届出し、宮城県知事および大崎市長へ送付しました。

また、環境影響評価法に基づき、以下のとおり10月8日（水）より本方法書の縦覧を行うとともに、10月16日（木）に説明会を開催します。

1. 方法書の縦覧

(1) 縦覧場所

- ・宮城県庁 環境生活部 環境対策課
- ・大崎市役所 市政情報センター
- ・大崎市鳴子総合支所
- ・大崎市鬼首地区公民館

(2) 縦覧期間

2025年10月8日（水）～2025年11月10日（月）平日09:00～17:00

土日祝日は、施設の閉館状況に準じます。

また、環境影響評価方法書は当社ウェブサイトでも2025年11月25日（火）までご覧いただけます。

<https://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/>



2. 方法書の説明会

(1) 日時

2025年10月16日（木）18:15～20:00（開場17:45）

(2) 場所

大崎市鳴子公民館（宮城県大崎市鳴子温泉字鷺ノ巣86番地1）

3. 意見の提出

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、事業者宛に書面にて意見書をお寄せください。

(1) 意見書の記載事項

- ・氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ・意見書の提出の対象である方法書の名称
- ・方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください）

(2) 意見書の提出期限

2025年11月25日（火）（当日消印有効）

(3) 意見書の提出先

〒104-8165

東京都中央区銀座6丁目15番1号

電源開発株式会社 立地・環境部 環境室

TEL：03-3546-9391（直通）

[添付資料] 高日向山地域地熱発電計画（仮称）環境影響評価方法書のあらまし

以 上

## 高日向山地域地熱発電計画（仮称）環境影響評価方法書

## ご意見記入用紙

2025年 月 日

〒 -  
ご住所(ふりがな)  
お名前

ご連絡先 (Tel)

ご意見の内容及びその理由

注) 環境影響評価法施行規則第4条の規定により、方法書についての環境の保全の見地からの意見とし、日本語により、意見の理由を含めて記載してください。氏名及び住所は必ずご記入願います。本用紙にご記入いただきました情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

## 【ご意見の提出方法、提出先および提出期限】

- 縦覧場所に備え付けの「ご意見箱」に投函下さい。  
2025年10月8日(水)から2025年11月10日(月)まで
- 郵送の場合は、以下のあて先まで提出期間内にお送り下さい。  
〒104-8165 東京都中央区銀座6-15-1  
電源開発株式会社 立地・環境部 環境室  
2025年11月25日(火) 当日消印有効

環境影響評価方法書は、当社ウェブサイトでもご覧になれます。  
<https://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/>



## 第2章 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

法第8条第1項の規定に基づいて、事業者に対して意見書の提出により述べられた意見は1件であった。

### 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

意見の概要	事業者の見解
<p>自然災害を誘発する恐れがあり、国定公園の趣旨に反することから本事業の撤回を求めます。</p> <p>・誘発地震</p> <p>2017年11月に起きた浦項地震(M5.4)について1)、韓国の政府調査研究団は「浦項地熱発電研究活動中に地熱井を掘削し水を注入・排出する過程で、断層において微小地震が誘発(誘発地震)され、時間の経過により結果的に浦項地震が触発された」と結論しました2)。本事業でも高圧注水により同様の事象が発生することが懸念されます。また、水圧破砕法(フラッキング)が地震を誘発することは広く認められています。質問します。本事業で水圧破砕法(フラッキング)を用いた掘削を行いますか。</p> <p>1)「地震の原因は”地熱発電”政府に巨額賠償を命じる判決 韓国」日テレNEWS 2023.11.17  <a href="https://youtu.be/FEv8kuCz6lw?si=asmZ1_yeK6ROQMcl">https://youtu.be/FEv8kuCz6lw?si=asmZ1_yeK6ROQMcl</a></p> <p>2)「地熱発電の注入水が断層を刺激…2本目の地熱井、浦項地震の引き金」ハンギョレ新聞 2019.3.20  <a href="https://japan.hani.co.kr/arti/politics/33062.html">https://japan.hani.co.kr/arti/politics/33062.html</a></p> <p>・水蒸気爆発</p> <p>2010年10月、鬼首地熱発電所で水蒸気爆発が起きました3)。配慮書に対する一般からの意見に対して、「対象事業実施区域は、地熱貯留層の深度が深く、地下浅部で高温にならない場所、あるいは地上に活発な自然噴気が認められない場所であり、地下浅部に大噴出の要因となりうる高圧溜まりが存在しえない地質条件です。そのため、同様の噴出事故が発生するおそれは無いものたら考えます」とあります[第7.1.2-1表]。これは一つの可能性を否定したに過ぎない見解と考えます。斜行掘削により、還元域は対象事業実施区域の外側に想定されています[第7.2.1-3図]。還元域は高温高圧ではないのでしょうか。高温高圧の場所に高圧注水すれば、新たな亀裂が生じたり、亀裂同士が繋がったりして地表に達する可能性があると考えます。また、地下の熱源の移動などにより、還元域付近がさらに高温</p>	<p>本事業の実施計画にあたっては、引き続き環境調査および予測評価の結果を踏まえ、自然公園法の趣旨である自然環境の保全と公園利用への支障がないように適切な環境保全措置を講じます。さらに、地域関係者との十分な調整を行い、地域合意の形成を図るとともに、自然環境と地熱開発の調和が図られた計画とします。</p> <p>ご意見に関して、本事業では現時点で水圧破砕を行う計画はありません。</p> <p>また、生産・還元を行う地熱貯留層は、地下深部にあり、貯留層の上部はキャップロック(遮蔽層)に覆われていること、キャップロックより上部の地層温度が低い(100℃未満)ことから、水蒸気爆発のような大噴出が起こる恐れはないと考えております。</p> <p>高圧注水を行う計画もありません。</p> <p>源泉等については、専門家の助言もふまえ、適切な調査・モニタリングを行い、鬼首地熱発電所で長年行っているモニタリング結果も考慮したうえで予測評価し、悪影響を及ぼさないよう保全措置を検討いたします。</p> <p>なお、荒雄岳登山道は対象事業実施区域には含まれず、本事業による土地の改変や施設の設置は行わないことから、本事業により登山道を立ち入り禁止とすることは予定していません。</p>

意見の概要	事業者の見解
<p>高压になる可能性もあると考えます。これらの可能性を否定できるほど地下の状態は明らかになっているのでしょうか。掘ってみないと分からないこと、掘ってみても分からないことが多分に残されているのではないのでしょうか。</p> <p>3) 鬼首地熱発電所 噴気災害の発生原因と今後の安全対策の報告について  <a href="https://www.jpowers.co.jp/oshirase/pdf/oshirase110128-2.pdf">https://www.jpowers.co.jp/oshirase/pdf/oshirase110128-2.pdf</a></p> <p>・ 栗駒国定公園の第三種特別地域  対象事業実施区域は栗駒国定公園の第三種特別地域にあります。特別地域とは「優れた風致景観を有する陸域」です。  配慮書に対する一般からの意見に対して、環境省の通知4)を引用していますが[第7.1.2-1表]、環境保全に関して、技術的に格段の進歩があったのでしょうか。なし崩し的に特別地域の地熱発電開発が認められてきた印象を受けます。依然として、源泉の枯渇や地獄の乾燥化が危惧されます。斜行掘削により対象事業実施区域の周辺の広い範囲で地下の水象が変化します。この地下の水象の変化は時間をかけて陸域に変化を及ぼすと考えます。</p> <p>また、荒尾岳登山道の片山コースが立ち入り禁止になるのではないかと危惧します。  自然公園法から引用します。  (目的) 第一条 この法律は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保護、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>本事業は国定公園の目的に反しますし、持続可能なものでもありません。</p> <p>4) 「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」  <a href="https://www.env.go.jp/content/900488902.pdf">https://www.env.go.jp/content/900488902.pdf</a></p> <p>以上</p>	